



大洲市告示第122号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定に基づく同意により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

なお、当該構想は、大洲市役所農林水産部農業振興課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

大洲市長 二宮隆久

